

別表2 (窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

	業種その他の区分	窒素含有量				備考
		(単位 リットルにつきミリグラム)				
		(1)	(2)	(1)	(2)	
一	畜産農業(日平均排水量1、 000m以上の事業場の場合 に限る。)	60	200	60	70	
二	畜産農業(日平均排水量1、 000m未満の事業場の場合 に限る。)					
三	天然ガス鉱業	60	150	60	70	
四	非金属鉱業	25	35	15	30	
五	肉製品製造業	30	60	10	35	
六	乳製品製造業	20	30	10	25	
七	畜産食料品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	30	40	10	35	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	20	30	10	25	
九	寒天製造業					
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業					
一一	水産練製品製造業	45	55	10	50	
一二	冷凍水産物製造業					
一三	冷凍水産食品製造業					
一四	水産食料品製造業(八の項か ら前項までに掲げるものを除 く。)					
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保 存食料品製造業	20	30	10	25	
一六	野菜漬物製造業					
一七	味噌製造業					
一八	しょう油・食用アミノ酸製造 業	45	145	10	50	
一九	化学調味料製造業	20	30	10	25	
二〇	ソース製造業					
二一	食酢製造業					
二二	砂糖精製業					
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業	20	145	10	25	
二四	小麦粉製造業	20	30	10	25	
二五	パン製造業					
二六	生菓子製造業					
二七	ビスケット類・干菓子製造業					
二八	米菓製造業					
二九	パン・菓子製造業(二五の項 から前項までに掲げるものを 除く。)					
三〇	植物油脂製造業					

五九	繊維工業で繊維機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	四〇	一〇	三〇	綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一五〇、一〇、六〇とする。
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの					
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの					
五六	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの					
五五	繊維工業（五一の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの					
五四	生糸製造業（五一の項から前項までに掲げるものを除く。）					
五三	玉糸製造業					
五二	座繰生糸製造業					
五一	器械生糸製造業					
五〇	たばこ製造業					
四九	有機質肥料製造業					
四八	単体飼料製造業					
四七	配合飼料製造業					
四六	インスタントコーヒー製造業					
四五	蒸留酒・混成酒製造業					
四四	清酒製造業					
四三	ビール製造業					
四二	果実酒製造業					
四一	清涼飲料製造業					
四〇	豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	四〇	一〇	三五	
三八	あん類製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
三七	豆腐・油揚げ製造業	三〇	四〇	一〇	三五	
三六	やし製造業					
三五	こうじ・種こうじ・麦芽・もめん類製造業					
三四	穀類でんぷん製造業					
三三	他の酵母剤製造業					
三二	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業					
三一	食用油脂加工業					
	動物油脂製造業					

六〇	(前項に掲げるものを除く。) 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	四〇	一〇	三〇	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二〇	三〇	一〇	二五	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの					
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの					
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの					
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの					
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの					
六八	繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く。)					
六九	一般製材業					
七〇	木材チップ製造業					
七一	合板製造業					
七二	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)					
七三	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの					
七四	床柱製造業					
七五	木材薬品処理業					
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの					
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの					
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの					

七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに

一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げ	五〇	一六〇	四〇	六〇	<p>(一) アンモニウム化合物製造工程にあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、一〇〇とす。</p> <p>(二) アンモニウム誘導品製造工程にあっては、第三欄(1)(イ)及び(2)(イ)の値は、それぞれ四〇、三〇とす。</p> <p>(三) アンモニウム誘導品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇〇、六五〇、二〇〇、六五〇とす。</p> <p>(四) 尿素製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、六〇〇〇、一五〇〇、六〇〇〇とす。</p>
一〇七	無機顔料製造業	五〇	一六〇	四〇	六〇	
一〇六	電炉工業					
一〇五	ソーダ工業	一五	二五	一〇	二五	
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）					
一〇三	複合肥料製造業	一五	六〇	一〇	六〇	
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	一五	一六五	一〇	七〇	
一〇一	製版業					
一〇〇	印刷業					
九九	出版業					
九八	新聞業					
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）					
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）					
九五	乾式法による繊維板製造業					
九四	セロファン製造業					
九三	重包装紙袋製造業					
九二	段ボール製造業					
九一	塗工紙製造業					
九〇	手すき和紙製造業					
八九	機械すき和紙製造業					
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）					
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）					

						るものを除く。)
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	(一) の値は、六〇〇〇とする。 (二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)の値は、八八〇とする。 (三) モリブデン化合物製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇〇〇とする。 (四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、一二〇〇とする。 (五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、それぞれ一五〇〇、三〇〇とする。 (六) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、それぞれ四〇〇、三〇〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ四〇〇、三〇〇、五〇、一二〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	六〇	一〇	三〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一四〇、四〇、五五とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、八五、一五、三五とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	一五	八〇	一〇	三五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいて、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一四〇、四〇、五五とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項に掲げるものを除く。)	一五	六〇	一〇	三〇	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	八〇	一〇	三五	

一一六	メタン誘導品製造業	一五	六〇	一〇	三〇	(二) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇〇、五〇〇〇、五〇〇〇とす。
一一七	発酵工業					
一一八	コーラタール製品製造業	一〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇	
一二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、三〇〇、五〇、一一〇とす。
一二〇	プラスチック製造業	一五	六〇	一〇	三〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二四〇、四〇、五五とす。
一二二	合成ゴム製造業	一五	八〇	一〇	三五	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一二四〇、四〇、五五とす。
一二三	有機化学工業製品製造業(一) 〇九の項から前項までに掲げるものを除く。	一五	八〇	一〇	三五	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、八五、一五、三三とす。 (二) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一四〇〇、一五、一四〇〇とす。 (三) メラミン製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇〇、六〇〇〇、一五〇〇、六〇〇〇とす。 (四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては、第三欄(イ)(ロ)の値は、一〇〇〇とす。
一二三	レモン・アセテート製造業 のうちレモンの製造に係るもの	一五	三〇	一〇	二〇	
一二四	レモン・アセテート製造業 のうちアセテートの製造に係るもの					
一二五	合成繊維製造業	一五	三〇	一〇	二〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、二四〇、四〇、五五とす。
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一五	五五	一〇	三〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業					

二二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）							
二二九	塗料製造業							
二三〇	印刷インキ製造業							
二三一	医薬品原薬・製剤製造業	一五	七五	一〇	四〇			医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、一四五、二〇、四〇とする。
二三二	医薬品製剤製造業							
二三三	生物学的製剤製造業	一五	二五	一〇	二〇			
二三四	生薬製造業							
二三五	動物用医薬品製造業							
二三六	火薬類製造業	一五	九〇	一〇	三〇			
二三七	農薬製造業							
二三八	合成香料製造業							
二三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）							
二四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業							
二四一	にかわ製造業							
二四二	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一一〇	一〇	三〇			
二四三	写真感光材料製造業							
二四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一五	九〇	一〇	三〇			
二四五	イオン交換樹脂製造業							
二四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）							
二四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二五			
二四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）							
二四九	コークス製造業	六〇〇	一〇〇〇	四〇〇	八〇〇			
二五〇	石油コークス製造業	二〇	三〇	一〇	二五			
二五一	自動車タイヤ・チューブ製造業							
二五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの							
二五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）							
二五四	なめしかわ製造業	二〇	七五	一〇	七五			
二五五	毛皮製造業							
二五六	板ガラス製造業	二〇	三〇	一〇	二五			
二五七	板ガラス加工業							
二五八	ガラス製加工素材製造業							
二五九	ガラス容器製造業							
二六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業							



一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業						
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る）・同製品製造業						
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	四〇	一〇	三〇		
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	三〇	一〇	二五		
一六五	生コンクリート製造業						
一六六	コンクリート製品製造業						
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）						
一六八	黒鉛電極製造業						
一六九	砕石製造業						
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業						
一七一	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）						
一七二	つわ薬製造業						
一七三	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	一五	五五	一〇	三〇		(一) コークス製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇〇、一〇〇〇、四〇〇、八〇〇とする。 (二) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一三〇、四〇、六〇とする。
一七四	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一三〇、四〇、六〇とする。
一七五	フェロアロイ製造業						
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）						
一七七	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一三〇、四〇、六〇とする。
一七八	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業						
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）						
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）						
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一五	五五	一〇	三〇		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六五、四〇、六〇とする。
一八二	鋼管製造業						
一八三	伸鉄業						
一八四	磨棒鋼製造業						
一八五	引抜鋼管製造業						
一八六	伸線業						

一八七	ブリキ製造業								
一八八	亜鉛鉄板製造業								
一八九	めっき鋼管製造業								
一九〇	めっき鉄鋼線製造業								
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）								
一九二	鍛鋼製造業								
一九三	鍛工品製造業								
一九四	鋳鋼製造業								
一九五	鋳鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）								
一九六	鋳鉄管製造業								
一九七	可鍛鋳鉄製造業								
一九八	鉄粉製造業								
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）								
二〇〇	非鉄金属製造業	二〇	七〇	一〇	六〇	核燃料製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、五〇、六五とする。			
二〇一	電気めっき業	二〇	四〇	一〇	三五	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇、一一〇とする。			
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	四〇	一〇	三五	(一) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、一一〇、五〇、一一〇とする。			
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	三五	一〇	二五	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄（一）（ロ）の値は、六五とする。			
二〇四	プリント配線基板製造業	二〇	三〇	一〇	二五	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第三欄（一）（ロ）の値は、八〇とする。			
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	三〇	一〇	二五	(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。			

二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇	三〇	一〇	一五	(二) 半導体素子製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、二〇、三五とする。
二〇七	精密機械器具製造業	二〇	三〇	一〇	二五	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、六〇、二〇、三〇とする。
二〇八	ガス製造工場	二〇	三〇	一〇	一五	時計・同部分品製造工程(時計側を除く)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、六〇、一〇、三五とする。
二〇九	下水道業	一〇	四〇	一〇	四〇	(一) 活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く)にあっては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇とする。
二一〇	空瓶卸売業	二五	三五	一五	三〇	(二) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、六〇とする。
二一一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいづ。)					
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業					
二一三	飲食店	二五	六〇	一五	四五	
二一四	旅館					
二一五	リネンサプライ業	二五	三五	一五	三〇	
二一六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)					
二一七	商業写真業					
二一八	写真業(前項に掲げるものを除く。)					
二一九	自動車整備業					
二二〇	病院	二五	六〇	一五	四五	
二二一	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五	二〇	六〇	一〇	四〇	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(一)(ロ)及び(二)(ロ)の値は、三〇とする。

二三三	〇一人以上のものに限る。） し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下二〇一人以上のものに限る。）	二二〇	六〇	一〇	五〇	第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄（１）（口）及び（２）（口）の値は、四〇とする。
二三二	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二〇	六〇	一〇	四〇	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄（１）（口）及び（２）（口）の値は、それぞれ五〇、三〇とする。
二二四	ごみ処理業	一五	三五	一五	三〇	
二二五	廃油処理業	一五	三五	一五	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	五〇	二〇	四五	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	三〇	
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	三〇	
二二九	中央卸売市場	二五	三五	一五	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二五	三五	一五	三〇	
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）					
二三二	一の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	六〇	